

# 職域接種促進のための支援事業補助金

## 【実施要領】

### 1 事業の目的

接種の加速化を図っていくため、中小企業や大学等が複数の関連事業者を対象にする等の一定の条件を満たし、令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)に係る職域接種の開始について」及び令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について」に基づいて設置した会場で実施する場合に、包括交付金を活用し、接種会場の設備整備等の経費を支援します。

### 2 対象事業

職域接種のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のもの、又は、企業内診療所で実施した接種であって、以下の要件に該当するものに対し、設置する職域接種会場に対する支援を行います。(職域接種会場の設置、運営に係る経費(使用料及び賃借料、備品購入費等)を対象として、1,500円×接種回数を上限に実費補助)

### 3 補助対象

本事業の補助対象者は、次の(1)又は(2)に掲げる要件を満たす兵庫県内に所在する事業者(実施場所は県内を問わない)

#### <対象者>

- (1) 中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。)が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの

※ 複数の中小企業が共同実施したものが対象ですが、実施内容(大企業等の団体の従業員への接種が含まれている等)によっては要件を満たさない場合もあります。確認のため申請時に事業計画、団体の概要がわかる資料の提出をお願いします。

- (2) 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下「大学等」という。)の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの

※ 地域貢献基準については、文部科学省が別途策定しております。文部科学省へ地域貢献認定申請書を提出し、地域貢献の認定を受けた上で、その他必要書類とともに認定に係る文書の写しの提出をお願いします。認定基準につきましては、文部科学省へお問い合わせください。

## <接種体制>

### (1) 外部医療機関が中小企業及び大学等に出張して実施した接種

- ※ ・外部の医療機関が企業の設置・運営した会場に診療所を新規開設する場合も対象となります。
- ・「大学附属病院内で実施。または、大学の附属病院が当該大学内で実施」、「被接種者が外部医療機関に出向いて実施」は対象とはなりません。

### (2) 企業内診療所で実施した接種（ただし、下記の要件を満たすもの）

- ※ 商工会議所、業界団体、大学等が職域接種の実施のために新たに医療機関を開設した場合であって、外部医療機関から医師等を雇用する費用が商工会議所等に発生していて、かつ、職域接種終了後に速やかに医療機関の廃止届けを提出する場合における接種

## 4 補助対象経費

### (1) 補助対象となる経費の条件について（全て満たす場合に限る）

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できる経費
- ② 令和4年4月1日以降に発生し、対象期間中に支払が完了した経費  
（ただし、大学等については令和3年度中に実施した追加接種を含む）
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

### (2) 補助対象となる経費の具体例について

通常の子防接種での対応を超えるものに必要な経費

⇒例：使用料及び賃借料、備品購入費、会場設営・撤去費、  
会場の運営にかかる人件費（受付・誘導・経過観察を行う者等の確保）、被接種者の送迎、接種者の交通費実費、専従職員の超過勤務手当 等

※新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金（予診や接種に係る医師や看護師等への報酬等）の費用は対象となりません。

### (3) 対象経費の積算方法について

- ・交付申請金額の確認のため、品目や数量、単価等を示した所要額明細書を提出してください。
- ・設備を購入する際は、原則、入札又は見積もり合わせにより業者を決定していることを前提とします。
- ・対象経費には消費税も含まれます。

## 5 補助率等

本補助金に係る補助率等は以下のとおりです。

補助率：定額

補助金額：1,500円×接種回数を上限に実費補助

※接種回数には予診のみの実績は含まれません。

## 6 事業実施期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（土）

## 7 申請期間

受付締切：令和5年3月17日（金）必着

※申請から審査を経て、概ね1ヶ月程度で交付決定通知を送付させていただきます。その後、実績報告書の提出をもって精算払とさせていただきます。

## 8 申請書類等の提出先・問い合わせ先

【メールの場合】 wakuma04@pref.hyogo.lg.jp

※メールタイトルに【職域接種促進のための支援事業交付申請】（団体名）と入れてご提出ください。

【郵送の場合】 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県保健医療部ワクチン対策課企画調整班

【お問い合わせ】 TEL 078-361-1790

## 9 提出資料

### 【申請時】

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 収支予算書（別記）
- ③ 誓約書（様式第1号の2）
- ④ 所要額調書（別紙(1)）
- ⑤ 所要額明細書（別紙(2)）
- ⑥ 事業計画書
- ⑦ 団体の概要が分かる資料（任意様式）
- ⑧ 地域貢献認定書の写し（大学等のみ）

提出期限：令和5年3月17日（金）

### 【実績報告時】

- ① 補助事業実績報告書（様式第8号）
- ② 収支決算書（別記）
- ③ 精算書（別紙(3)）
- ④ 事業実績書（別紙(4)）
- ⑤ 支出明細書（別紙(5)）又は領収書の写し
- ⑥ 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業における職域接種の実績報告書（押印が必要なため、郵送による提出をお願いします。）
- ⑦ 補助金請求書（様式第10号）
- ⑧ 債権者登録書

提出期限：事業完了後30日以内（当該事業が補助金の交付申請をする日以前に終了している場合は、当該申請と同時）又は事業完了年度の翌年度4月10日のいずれか早い日。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

## 10 補助事業者の義務

本事業の採択となった事業者は、以下の条件を守らなければなりません。

### (1) 交付決定

- ・本事業については、申請時に「補助金交付申請書」(様式第1号)を併せて提出いただき、採択後に正式受理します。
- ・本事業の採択となった事業者は、補助金の交付に係る必要な手続きを行わなければなりません。
- ・採択となっても、交付決定時点で対象外経費の計上等の不備が発見された場合には、申請書類の訂正・再提出を求めます(交付決定を受けても対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて補助金の交付額を確定します。)

### (2) 事業計画内容や経費の配分変更等

- ・交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分や内容を変更しようとする場合、又は補助事業を中止(一時中断)、廃止(実施取りやめ)や他に承継させようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

### (3) 補助金の交付

- ・補助事業を完了したときは、実績報告書を提出しなければなりません。
- ・実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります(本事業では、概算払いは行いません。)
- ・補助金は経理上、支払い額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

## 11 重要事項

本補助金に係る重要事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認、ご理解のうえ、補助事業を実施されるようお願いいたします。

※申請書類等の返却はいたしません。

- ① 本補助金事業は、「令和4年度(兵庫県)保健医療部補助金交付要綱」に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令等を行うことがあります。
- ② 補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に係る帳簿および証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間(=令和10年3月31日まで)、兵庫県や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

この期間に、会計検査院等による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、仮に補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。